

不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン (出席扱いの考え方とその要件)

令和4年11月25日策定
美作市教育委員会

I 民間施設に関するガイドライン

1 策定の趣旨

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)では、その基本理念として不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示されました。

不登校児童生徒の中には、不登校児童生徒を支援する民間施設(以下「民間施設」という。)で支援を受けている者もあり、その社会的自立のためには、学校や教育委員会と民間施設との連携を図ることが重要です。そこで、教育機会確保法や令和元年10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」を踏まえ、教育委員会として、学校が民間施設に通所する場合の不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際に、留意すべき点を目安として示したガイドラインを策定することとしました。

2 ガイドラインの活用にあたって

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において支援を受ける際の指導要録上の「出席扱い」について判断する際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものです。

なお、民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、適切な活動を行っている施設か否かを判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難です。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切です。

II 民間施設における指導要録上の「出席扱い」を判断するための留意事項

不登校児童生徒が学校外の民間施設で支援を受けた際に、学校が教育委員会と連携し、「出席扱い」について判断する上で留意すべき事項を目安として示すものとします。

1 出席扱いの考え方

不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において支援を受け、学校復帰や社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もあり、このような努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、民間施設において支援を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができるものとします。

2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の民間施設において支援を受けるとき、下記の基本的な要件を満たすとともに、当該民間施設における支援が不登校児童生徒の社会的な自立をめざすものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができるものとします。

(1) 基本的な要件について

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 教育委員会が設置する美作塾での指導の機会が得られない。あるいは、通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり適切と判断できること。
- ③ 民間施設における支援が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、本留意事項2(1)～(7)に示す要件をもとに、教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- ④ 当該施設に通所又は入所(定期的・継続的な利用)して支援を受ける場合を前提とすること。

(2) 実施主体について

- ① 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する支援等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ② 不登校児童生徒に対する支援を行うことの目的が明確であり、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す取組がなされていること。
- ③ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(3) 支援の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい支援が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、支援の対象となる児童生徒が当該施設の支援体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること。

(4) 支援スタッフについて

- ① 支援スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、実施者は、支援スタッフの資質向上に努めること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。

- ③ 宿泊による活動を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(5) 施設・設備について

- ① 学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を有し、利用できる状況にあること。
- ② 利用施設・設備にあっては、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- ③ 宿泊による活動を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備を有していること。

(6) 学校・教育委員会と施設との関係について

- ① 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所状況や学習等の活動の様子、支援経過等の必要な事項について、月に1回程度を目安として学校へ情報提供が行われること。
- ② 学校と施設が相互に、不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 家庭との関係について

- ① 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 宿泊による活動を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

3 指導要録上「出席扱い」の判断をするための望ましい流れ

できるだけ次の①から⑨に掲げる流れにより指導要録上の「出席扱い」を判断するものとし、「出席扱い」の認定後、当該校による民間施設との定期的な情報交換（場合によっては施設訪問）及び当該校と該当児童生徒及び保護者との定期的な連携・協力を行うものとします。

- ① 不登校児童生徒及び保護者からの申し出
- ② 当該校職員と不登校児童生徒の家庭との十分な協議、児童生徒の状況に応じた民間施設の検討
- ③ 不登校児童生徒及び保護者による民間施設の見学・体験入学
- ④ 当該校（校長）による民間施設の訪問
- ⑤ 当該校内での「出席扱い」に関する協議
- ⑥ 教育委員会への報告
- ⑦ 教育委員会による民間施設の訪問
- ⑧ 教育委員会と学校長が協議
- ⑨ 学校長が「出席扱い」の認定を判断